

## 税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 町民税係  
☎476-1111(112)

### ◆後期高齢者医療保険料率の変更について

後期高齢者医療保険では、2年ごとに県内統一で保険料率の見直しをすることになっています。被保険者の皆さまが安心して医療サービスを受けられるように、平成28・29年度の保険料率が下記のとおり改定されました。

#### ○後期高齢者医療保険料率の改定内容

内 訳	変更前（平成26・27年度）	変更後（平成28・29年度）
均等割額	51,500円	51,500円（据え置き）
所得割率	9.32%	9.97%
年間負担限度額	57万円	57万円

#### ○保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{51,500円} \left\langle \begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{《均等割》} \end{array} \right\rangle + \frac{(\text{総所得金額} - 33\text{万円}) \times 9.97\%}{\left\langle \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{《所得割》} \end{array} \right\rangle}$$

#### ○低所得者に対する保険料の軽減

次に該当する方は、保険料が軽減されます。

##### 《均等割額》

世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額などの合計額が次の基準額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割年額
33万円、かつ世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）	9割軽減	5,100円
33万円	8.5割軽減	7,700円
33万円 + 26万5千円 × 被保険者数	5割軽減	25,700円
33万円 + 48万円 × 被保険者数	2割軽減	41,200円

##### ※軽減拡充について

- ① 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額が引き上がります。  
 （現 行） 基準額33万円 + 47万円 × 被保険者数  
 （平成28年度） 基準額33万円 + 48万円 × 被保険者数
- ② 5割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額が引き上がります。  
 （現 行） 基準額33万円 + 26万円 × 被保険者数  
 （平成28年度） 基準額33万円 + 26万5千円 × 被保険者数

【お問い合わせ先】 税務課 町民税係 ☎099-476-1111（内線112）  
 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保険料班 ☎099-206-1329